令和〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部　御中

（令和〇年（再）第〇号）

代替許可申立書

〒〇〇〇－〇〇〇〇　〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

申立人（再生債務者）　　〇〇〇〇〇株式会社

代表者代表取締役

〒〇〇〇－〇〇〇〇　〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇法律事務所（送達場所）

ＴＥＬ　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

ＦＡＸ　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

申立代理人弁護士　 　　　印

同　　　　 　　 　印

１　申立ての趣旨

　令和〇年〇月〇日付事業譲渡許可申請書に係る事業の議渡について，会社法第309条に規定する株主総会の決議に代わる許可を求める。

２　申立ての理由

(１)　申立人の財産をもって債務を完済することができないこと

　別添の令和〇年〇月末現在の修正貸借対照表によれば，同日現在において申立人が有する資産は合計約××億××××万円であるのに対し，負債は合計約×××億××××万円に上っており，約××億円もの債務超過に陥っている。

　上記負債額は本件再生手続の申立て時においても大きな変動はなく，また資産額は本件再生手続開始後，再評価等により上記金額よりも減少する見込みである。

　したがって，申立人が債務超過であり，申立人の財産をもって債務を完済することができないことは明らかである。

(２)　事業の譲渡が事業の継続のために必要であること

　この点については，令和〇年〇月〇日付事業譲渡許可申請書の申請理由に記載したとおりであり，本件事業譲渡が行えない場合，早晩再生債務者は事業を継続することができず，破産等の手続に移行することが見込まれる。

　したがって，本件事業譲渡は，再生債務者の事業の継続のために必要不可欠なものである。

(３)　株主の状況

　別添の株主名簿記載のとおり，再生債務者の株式は多数の株主に分散して所有されており，しかも大株主に個人株主が相当数含まれている。

　本件再生手続開始申立てにより，これらの株主が有する株式の価値は失われているため，これらの株主の協力は期待し難く，再生債務者が株主総会を開催しても，本件事業譲渡の承認決議を取得するのに必要な定足数が満たされない可能性が高い。

（添付資料）

１　修正貸借対照表（令和〇年〇月末現在）

２　株主名簿（株主の住所，氏名等）

以上